

令和2年度 第6回 瑞穂市地域ケア会議（成年後見制度中核機関設置準備及び養護老人ホーム入所判定会議）

- ・日時 令和2年11月2日（月）13：30~15：00
- ・会場 瑞穂市総合センター 2階 交流ルーム

審議の概要

- 1 瑞穂市における地域連携ネットワークの中核機関の設置について
- 2 地域連携ネットワーク協議会（仮称）の構成について
- 3 瑞穂市成年後見制度利用支援事業について

議事

地域福祉高齢課長 開会宣言

飯沼会長 それでは早速審議に入ります。今まで過去5回にわたり、市長申し立ての基準、あるいは広報、地域連携ネットワークの在り方など意見をいただいていたが、本日は次第にあるように、瑞穂市における地域連携ネットワークの中核機関の設置について、それから3号として地域連携ネットワーク協議会（仮称）の構成について、組織論的な話になります。

これについて、事務局から一括して説明願います。

（事務局より説明）

飯沼会長 まずは2号議案の瑞穂市における中核機関の設置についてご意見願います。

河村委員 説明にあったように地域連携ネットワーク協議会の構成は、この地域ケア会議の委員構成を軸にするということで、多様性は担保されていると思う。実際、養護老人ホームの入所判定会議も兼ねており、権利擁護という課題に対して、様々な出口支援が期待できる。現場からすると非常にありがたい。提案の通り進めていけるといいのではと思う。

中原委員 事務局に1点質問です。資料1、中核機関と市が担う役割の整理において、基本計画の作成があるが、この部分について捕捉説明願いたい。

地域福祉高齢課長 現在、次期地域福祉計画を策定しているが、その中に成年後見制度の利用促進に関する基本計画を入れ込む形で進めている。章立てはするが、個別で作成するわけではない。

飯沼会長 その地域福祉計画の策定期間はいつなのか。

地域福祉高齢課長 来年4月からの計画で、現在、協議をしている。

岡川副会長 2点質問です。瑞穂市が社会福祉協議会に中核機関を委託するということが、その体制をどのようにするのが1点目。

2点目は中核機関に対する名称を何か付けるのかということ。他市では、各務原市成年後見支援センターというような名称を付けているが、どうか。

地域福祉高齢課長 社協と事務局レベルの協議をしているが、来年4月1日の中核機関立ち上げは難しい。7月ぐらいの立ち上げを想定しており、体勢や人員についても、これに向けて詰めていきたい。

また、中核機関という名称は想定していない。今後委託する上で馴染みのある名称を社協と相談しながら決めていきたい。

飯沼会長 次第の2号と3号とを一括して協議している。協議会の構成についてもご意見いただきたい。実際にスタートしている各務原市さん等の事例について、岡川副会長よりご紹介いただきたい。

岡川副会長 資料3の11ページをご覧ください。「地域における協議会等の体制づくり」があり、何のために作るのかが書かれているが、○の2番目。各地域において専門職団体、関係機関の協力、連携強化を協議する協議会等を設置する。そして個別の協力活動の実施、ケース会議の開催、多職種間でのさらなる連携強化策等の地域課題の検討、調整、解決などを行うということになっている。

各務原市や山県市の協議会に関係しているが、中核機関の実績について報告をいただいている。後見人支援等も含め、中核機関がどのような支援を行ってきたのか報告いただき、今後、どのような支援が必要なのかなど協議している。

また、関係各位から、成年後見制度や権利擁護に関する課題等を出していただき、それについて検討を行っている。

協議会としては、身寄りのない方の入院等に関する課題もあるので、病院のソーシャルワーカーがどちらの協議会にも入っている。

飯沼会長 事務局から質問はあるか。

地域福祉高齢課長 医療介護のソーシャルワーカーを入れたほうが良いというご意見だが、それ以外に入れたほうが良いという職種、団体があれば紹介いただきたい。

岡川委員 地域連携ネットワークの図には自治会や民生委員、地元団体、金融機関があるが、どちらも各務原市も山県市も入っていない。まずは福祉、医療の関係者が成年後見や権利擁護についての理解を深めるという趣旨もあるので、まずは専門職からという理解でいいと思う。

安藤委員 認知症の高齢者や障害者などが、実際に成年後見制度につながっていない事例がたくさんあると思う。そのような方に触れる機会の多い職種を入れるといいと思う。職種は検討したほうがよい。

飯沼会長 協議会の構成は、現在の地域ケア会議の職種を想定しているのか。それとも具体的にこのメンバーにそのまま入ってくださいということか。

地域福祉高齢課長 現時点では職種を想定している。

飯沼会長 他に意見が無いので、今出た意見等を踏まえ事務局で進めていただきたい。それでは次に瑞穂市成年後見制度利用支援事業について、事務局より説明願います。

(事務局より説明)

飯沼会長 事務局からの説明につき、ご意見願います。

審判請求費用の助成の件だが、申立費用は、原則として裁判所が定めた額を助成するという基本的な考え方があり、そのため審判が確定した後に助成するということでよいか。

地域福祉高齢課長 はい。

飯沼会長 助成の前に費用を工面する必要があるとなると、貸付制度との併用を考えないといけなくなるのか。

もう 1 点。本人が属する世帯の資産要件があるが、この費用は本人に負担させ

るかさせないかだけで、世帯家族に負担させるというような根拠規定は何もないのではないか。

村田次席書記官 はい。

飯沼会長 助成要件として世帯の資産要件を入れるというのは、そぐわない感じがする。

他に申立人の要件があるが、これは申立人がある程度資産を持っていたら、本人が困窮していても助成を受けられないということになりかねないか懸念する。

実効性のあるということを基本においていただきたいという意見が今までの会合で出ていたかと思うが、例えば申立人になると考えられる方の中にも、非協力的な方がいる場合が往々にしてあるわけだが、そのような方に資産があったら手続きが先に進めなくなってしまう。そのような場合は、市長申し立てするということになるのだろうが、あえて申立人の要件というのを含める必要はあるのか。その世帯の要件というのを含める必要があるのか疑問に感じる。

地域福祉高齢課長 申立人の要件として、申し立ての意思はあるがお金がないので申し立てできないという場合を想定している。もしその意思がまったくないという方は、市長申し立てになると考えている。

次に本人の属する世帯の要件についてだが、他の市町の要綱も参考にしている。本人の属する世帯にお金があるのに市が助成するのはどうかというところもある。その辺もご協議いただきたい。

中原委員 資料 5 に対象となる経費があるが、これには代理人の費用が入っていない。身内の方が申立人になるとしても書類作成は難しく、期待できないと思う。むしろ弁護士先生が代理人となり申し立てを行うほうが現実的である。そうすると経費については代理人の費用についても検討いただきたい。

村田次席書記官 中核機関が設置されれば、その機能の 1 つとして申立書作成支援があったと思う。その辺りが整えれば、今のようなご意見のようなことは無いかと思う。それまでの橋渡しとしては、必要なかと思う。

飯沼会長 この助成制度は中核機関を経由していない案件、例えば既存の事件が継続している案件については適用があるのか。

地域福祉高齢課長 中核機関の 4 月 1 日設置は難しいが、通常の市長申し立てに絡む報酬助成などは、4 月 1 日施行と現時点では思っている。

飯沼会長 では、本人資産がないような案件については中核機関ができる前であつたら、市長申し立てという形で最終的に対応するという理解でよいか。

地域福祉高齢課長 すべてが市長申し立てということではないと思うが、該当ケースがある場合は、この助成制度の規定により進めていくことになると思う。

岡川副会長 審判請求費用の助成資料に、本人とはのところに市内に居住しという条件があるが、この場合、例えば、瑞穂市に住所はあるが、岐阜市の精神科に40年入院している方もいる。実際の居住地は岐阜市となると要件に該当しないということになる可能性があるため、この居住要件どうかなと思う。

また、どうしても本人の属する世帯の要件というところで世帯が注目されてしまうが、今まで関わっているケースだと、世帯の方が情報開示そもそも拒否の方が多いのでハードルになってしまうと思う。

地域福祉高齢課長 本人とはだが、チラシには書いていないが、要綱上は他市町の施設、病院に入院している方も対象にしている。

本人に属する世帯の要件だが、この要件を撤廃して申立人の要件だけにした方がよいか、その辺を逆に教えていただきたい。

飯沼会長 個人的な意見としては、本人の要件だけで申立人と世帯の要件というのはない方が実効的だと思う。世帯や申立人の要件確認で家族の方などが協力してくれない例は少なくない。では、誰が申し立てるのかとなった場合には、市長申し立てをするからいいという話であれば、それはそれで処理できると思うが。

申し立てようとしているが、その方に資産がないという場合も確かにある。ただその場合も申し立ての時に費用を誰に負担させるということを最終的に裁判所に決めてもらうということもある。そういう意味では申し立ての段階ですでに費用については本人の負担とするというような形で審判を求められたという場合もあるので、申立人の要件もない方がいいのではないかと思う。

河村委員 審判請求については、世帯を要件にしてしまうと、その世帯員の協力が得られないときに、その制度につながらなくなってしまうため、本人の要件のみということがいいと思う。むしろ、申立人がその審判請求をする費用があるかどうかというところだと思う。本人に財産があれば後から返していただければいい話だと思う。

村田次席書記官 報酬助成は確かに金額的には26万などになってしまうが、審判請求費用

になると、手数料 800 円に、収入印紙が 800 円に、切手が 4300 円に、鑑定は今のところよほどの場合でない限り鑑定する案件はないということを考慮すると、額的にもさほど高くはないと思う。そこからすると審判請求の要件を厳しくする必要はないのではと思う。

飯沼会長 報酬助成についてのご意見はございませんか。

岡川副会長 対象となる要件だが、こちらも世帯が要件になっているため、本人に資産がなければとしていただきたい。

また（３）に換金可能な資産があるが、例えば預貯金が 10 万円で不動産評価額 200 万円の土地を持っていたとしても、その持ち分が 2 分の 1 で売れないような土地だというような場合も起こりうる。そのような不動産について換金可能な資産とすると制度を活用できなくなるので、注意していただきたい。

飯沼会長 換金可能という部分については、柔軟に運用するということでよいか。

地域福祉高齢課長 エの部分に世帯員が居住する家屋その他、日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を有していないと記載している。不動産は換金可能財産には含まれないと考えている。

中原委員 助成までの流れにおいて、報酬付与の審判が確定してから助成申請書を提出することになっているが、現場としては、1 年後見人を行い報酬決定が出て初めてお願いするということだと、本人を支援するにあたっての年間の収支はどうしたらいいのかというところがあるので、できれば、後見人に就任した時点で、助成対象になるか決定しておいていただきたい。1 年経過して報酬審判が出た段階で、これだけの収支であれば市が助成しなくてもいいですよという形で助成されなくても一向に構わない。むしろ対象事件を幅広く決定してもらい、最後の査定において、判断してもらってもいいと思う。

岡川副会長 成年後見制度利用支援事業の報酬助成の対象になるかどうか、事件が始まる前に大体のことが分かると、受ける方としては、会員に紹介がしやすく配慮いただければありがたい。

飯沼会長 ただいまの中原委員と岡川副会長のご意見はご理解いただけたか。

地域福祉高齢課長 成年後見人の報酬付与の審判ではなく、それ以前にということによい

か。

中原委員 はい。事件が開始して就任した以降に、この事件が報酬の助成対象になるかどうかを申請し、助成対象の事件として先に決定をしていただき、裁判所の審判が確定した時に、別途申請し本人の資産も勘案したうえで、正式に決定するという事です。

地域福祉高齢課長 この成年後見人の報酬付与というのは、だいぶ後になって審判確定が出るということか。

飯沼会長 例えば1年経って裁判所へ報告するときに、報酬付与の申し立てを行う。1年やってから報酬が出るということ。そのため、あらかじめ報酬助成の対象になるかどうか分かっているとありがたい。

報酬助成の運用については、各自治体まちまちだが、市長申し立ての案件では、最初から要綱と助成申請の手続き書類を選任された時点で送ってくれる自治体がある。実は、それがあって初めてこのような助成制度があるのを知ったということもある。決定をあらかじめするというよりも、先々の手続きについての案内を、選任された時点でしてもらえばいいと思う。

河村委員 権利擁護課題や報酬助成踏まえ、初期の相談をキャッチすることが多いのは一時相談窓口の従事者になると思う。中核機関では、事例検討や話題提供を積極的に行い定着化させ、専門職への円滑な橋渡しをしていきたい。

安田委員 窓口が広くないと、困っている方がいても相談に至らないと思う。窓口を広げるようにしてほしい。

中原委員 大垣市が、先に助成対象かどうかということをやっており、実際に報酬付与の審判が出た段階で、お金が無かったら助成すると。助成制度を使うかどうかはその時々状況でということ。後見事件というのは5年10年続いたりする場合もあるため、助成対象者として想定されているような方も、ある年は本人のお金で報酬が出せるし、ある年は助成をお願いするといった場合がある。このようなイメージを持って考えていただけるとよい。

飯沼会長 私の例だと生活保護受給者が交通事故にあい、賠償金が入ったため、保護費を返還するということがあった。生活保護を受けており貯金が溜まりすぎたため、一旦打ち切りということもあった。一応、スタートの時点である程度、この助成を検討

してもらってもいいというようなインフォメーションが非常にありがたい。相談等の段階で助成制度についての情報も知れ渡ることになるが、利用する方には情報がいつているが、選任される後見人がないというのも、おかしな話。後見人にもある程度情報提供をしていただけるとありがたい。

村田次席書記官 報酬助成で、助成の対象となりませんのところに配偶者、直系血族、兄弟姉妹があるが、甥や姪なら3親等で対象になるのかといった疑義が生じてしまう。民法の7条だと後見開始の申し立てができるのは、4親等内の親族というのもあり、この文言で大丈夫なのか。結局親族で適当な方がいないという場合が出てくれば当然報酬付与の審判はするが、ただその場合、本当ならば家族でやるところをこの後見開始の申し立てをすれば市からお金がもらえるというように読めてしまわないか。申立人等の関係で整合性は大丈夫なのかなといった点が気になる。

中原委員 報酬助成の対象で、この中に任意後見監督人が含まれるとよいという話が現場であった。際限なく広げてくれということではないが、そのようなことを考えていただけるとありがたい。任意後見人の報酬自体は本人と任意後見人の話し合いで決めているので必要ないと思うが、その任意後見人を監督する監督人は家庭裁判所で選ばれる方のため、ある意味任意とはいえ法定の側面がある。任意後見の話ではあるが、助成の対象にしてもらえると、現場としてはありがたいという意見です。

飯沼会長 その点について、意見を申し上げると混乱させてしまうが、私個人としては任意後見監督人は助成は必要ないと思う。任意後見自体はもともと本人が保護を必要とする前の状態で先々のためにという形で委任し、当然その任意後見人に対する報酬もその時点で取り決めている。

そのような意味では、本人は保護が必要になった場合には、自分でこのようにするという手当をする制度です。任意後見の開始が必要になった時点で財産がないということはあまりないのではないかと。逆にそのような状況になった場合は、成年後見の申し立てをしなければならぬ状況になっていると思う。

任意後見についてはスタートした直後の時期というのは、割と代理権の範囲が狭く、いざとなったら成年後見を申し立てるような事案があったと記憶するが、最近では割と任意後見については、専門職が関与しているケースが多く、成年後見を選任するまでもなくカバーできるような状態になってきていると思う。

ただ裁判所から後見監督人に選任され、報酬は確保できた方がよいことではあるので、そういう意味では受任する立場から言えば含めていただけるとありがたい。

ただ、ネガティブに考える要因もこの辺りはあるのではないかとこの気もする。

これは政策的な判断ということになるかと思う。

岡川副会長 後見人等の報酬について、このように世帯の要件というのが結構出てくるが、後見人等の報酬を世帯員に請求するということは、この制度で想定されているか。

村田次席書記官 想定されていない。本人の財産です。

岡川副会長 想定していないということなので、要綱等に世帯の要件を定めることには、無理があるのではないかと思う。

地域福祉高齢課長 報酬助成の対象要件は、本人の収入あるいは資産だけ対象とすればよく、世帯まで対象とすることは違うということか。

村田次席書記官 裁判所では、従来の報酬付与の基準といったものが本人の流動資産が1千万円以下だとした場合は2万円などとあるが、本人の財産というのは後見人など財産管理権を持っていれば、それに基づいて本人の流動資産が全部でいくらかとあったところが分かる。だからその流動資産がいくらかというところで額を決めている。先ほども言ったように世帯の収入については、裁判所は把握するべきがない。後見人も配偶者の方に収入いくらですかと聞いても、答えてくれないと思うので本人だけが基準になっていると思う。

中原委員 誤解を恐れずに言えば、後見開始すると財布は別々みたいな側面があり、後見人として家族の収入状況とか資産状況というのは把握できないし、教えてということも言えない。

地域福祉高齢課長 本人だけの収入等だけとなれば、はっきりと確認できるのかなと思う。そのように変更をしたいと思う。

あと1点先ほど村田次席書記官言われた配偶者、直系血族、兄弟姉妹の部分になるが、これは現行だと助成対象としないとしているが、これも省いたほうがよいということか。

村田次席書記官 逆で、これでは狭いのではないかということ。

地域福祉高齢課長 甥、姪まで入れたほうがよいのか。

村田次席書記官 瑞穂市に後見開始の申し立てをすれば市からお金がもらえる。後見人に

甥姪がなれば、助成してもらえるというような形にこれだとなる。せめて後見開始の申し立てができる人たちは助成対象となりませんというような形になるのかと思う。

飯沼会長 他にご意見よろしいか。それでは 4 号議案については以上とします。最後にその他について、事務局から何かありますか。

地域福祉高齢課長 本日の意見を踏まえ地域連携ネットワークの構成や支援事業について今一度検討したいと思う。

ある程度の方向性は出たかと思うが、再度、確認は必要かと思うので、今年度中あるいは年度明けになるかもしれないが、本日のご意見をもとにまとめ、今一度提案をしたいと思う。

飯沼会長 当初の予定では 6 回ということだが、あと 1 回、最終的な中核機関の設置等についての成案。そのようなものをご提示いただき、報告をいただけるということではよろしいか。

地域福祉高齢課長 はい。最終のまとめや助成支援事業につきまして、本日いただいたご意見をもとに再度精査し、最終報告をしたいと思っている。

飯沼会長 本日の案件は、これですべて終了しました。なお、事務局から説明がありましたが、あと 1 回会議が開催されるということなのでよろしく願います。それでは、本日はありがとうございました。